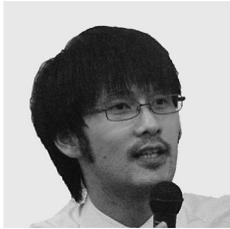


# 債務免除益の法的・経済的性質と所得分類



岡山大学法学部 准教授 小塚 真啓

はしがき 本稿は、平成27年10月20日開催の税制基本問題研究会における、岡山大学法学部准教授 小塚真啓氏の「債務免除益の法的・経済的性質と所得分類」と題する講演内容を取りまとめたものである。尚、当日の配布資料を本文末尾にまとめて掲載している。

## 1. はじめに

今日は債務免除益の所得分類についてお話させていただくわけですが、副題に「経済成果と課税の乖離をどうするか」を付けさせていただきました。より具体的に今日のテーマを述べますと、いわゆるタックスシェルターについて課税がどう向き合っていくのか、どのような対策を行うのか、となります。タックスシェルター対策と所得分類とは必ずセットになるようなものではないのですが、関連性を有するものであることは間違いなく、その関連性を明らかにすることが私の研究課題の1つです。そこで、その点を明示するような副題を付けさせていただきました次第です。なお、タックスシェルターの意味はご存じの方も多いかとは思いますが、まずはタックスシェルター一般の話を前半部分でさせていただいて、その上で、今回の主題である債務免除益の所得分類の問題をお話しさせていただければと思います。

## 2. 報告の概要

スライド2が今回お話しさせていただく内容のアウトラインとなります。「問題の所在」では、素材として扱わせていただく事件の概要、そして、その背景をごく簡単に少しだけお話しさせていただきます。今回素材とする事件で問題となったのは、航空機リースという経済取引です。そこで次の「航空機リースと所得税」では、航空機リースが行われる場合において所得税でどのようなことが問題となるのか、換言すれば、その場合の所得課税にどのような特徴があるのかということをお話しさせていただきます。以上が前半でして、後半では、今回の主題である「債務免除益の所得分類」がどうあるべきか、すなわち、現行の所得税において債務免除はどのように取り扱われているのか、しかし、本当はどのように取り扱うべきであるのかという話をさせていただきます。

なお、今回のタイトルは単に「債務免除益の所得分類」ということで、そこでは明示しなかったのですが、私が一番に関心がありますのは、債務免除益のうち、その債務がノンリコースである場合の所得分類です。ノンリコースとは後で詳しく説明させていただきますが、ごく簡単には次のように言うことができます。普通の債務あるいは借金の場合には、その借金を行った者、つまり、借主、民法の表現を用いれば債務

者ということが出来ますが、その者がその負っている債務をとにかく弁済しなければなりません。借り入れの場合で言えば、借りたお金の分は、うまく行かずになくなってしまっても、全部返済しなければいけません。

たとえば、投資、事業に借りたお金を用いた場合において、投資や事業上の財産がその債務の額に達しなかったとすれば、借主は自宅を売却したり、あるいは他に持っている預金等を取り崩すなどしたりして支払わなければいけないわけです。しかし、今回の事件で使われたようなノンリコースのローンの場合には、借主はその借金にかかる投資物件の範囲でしか債務を負わない、すなわち、それ以外の財産を差し出さずに済むのです。こういった形態の取引はビジネスの世界ではよく使われているものでありまして、このような特徴がノンリコースと総称されています。このノンリコースのローンについて発生した債務免除益をどのように所得税で取り扱うべきなのかというのが今回のテーマになります。

この検討にあたっては、ノンリコースがどのような経済的、法的な性格を持っているのかの分析が重要になってきます。私の見解としては一もつとも、まだそこまで固め切れていないではありますが一ノンリコース・ローンというものは普通のローンとは、経済的な性格が大きく異なるのであって、その相違に由来する債務免除益の法的性格の違いを税法の解釈において反映させていくべきではないかと考えております。後半部分ではその点を説明させていただく予定です。そのような特殊な経済的、法的な性格を踏まえた所得分類はどのようなものとなるのか、なるべきか、と言うことも出来るでしょう。以上が本日報告させていただく大筋の内容ということになります。

### 3. ノンリコース債務免除事件

#### 3-1. 事件の概要

スライド3をご覧ください。今回素材として扱わせていただく事例の仮称には「ノンリコース債務免除事件」という名称を用いました。全然色気も何もなく、あまり面白くない名前ですが、本件における一番大きな争点であろうということで、このように、勝手に命名させていただいた次第です。

これは今年の5月21日に東京地裁で出た判決<sup>1</sup>の事案です。問題となった事業活動はごくシンプルなもので、航空機を購入し、それをリースするというものです。購入された航空機はボーイングの757の旅客機でありまして、個人の集団がそのような旅客機を自分達でそのまま持っていてあまり意味がないことでありまして、使用方法としましては、航空会社にリースという形で貸し付けて運航してもらうわけです。この事件の納税者らは、そのような航空機の貸付けという事業活動を組合という形でやっていたわけです。しかし、皆さまよくご存じのいわゆる9.11のテロがありまして、これに起因して航空不況が起きました。

その不況が原因で、この組合が貸し付けていた先の航空会社が破綻しました。さらに航空業界全体が不況なわけですから、次のリース先とは従前よりだいぶ条件を悪くしてリース契約を結ばざるを得なくなり、当初のリースで得られていたような収入が得られない状態になってしまいました。そして、それが積もり積もって、結局のところ、このまま事業を続けていても、最終的に赤字になるだけだということになりました。途中で組合事業の破綻処理をする事になった。そういった事案です。この破綻処理に

<sup>1</sup> 東京地判平27・5・21 (LEX/DB 文献番号：25530026)。

際して、航空機が売却され、借入金等の債務の返済が行われることになったのですが、売却代金は債務の全てを弁済するに足るものではなく、結局、債務の一部は免除されることとなりました。そのような（免除された）債務の中に、銀行がノンリコースで貸付けていた借入金債務が含まれていたわけです。これによる債務免除益を所得税法上どのように取り扱うのかということがこの事件の第1の争点となっております。

第2の争点は、未払いの手数料債務が免除されたことによる債務免除益の所得分類です。この航空機リース組合事業には投資家が17人ほど個人で参加しておりまして、これらの投資家自身には、当たり前と言えれば当たり前なのですが、航空機を取得したと言っても、誰に貸すのかとか、そういったようなことは全然知識がないのですから、組合の事業を具体的に遂行する会社がありました。この会社は、問題の航空機リース組合を募集した会社が組合の運用のために設立した完全子会社であるようです<sup>2</sup>。その会社に対して手数料が支払われることになっていたわけですが、問題の組合事業の状況はこの手数料が満足に支払えないほど悪化してしまっていた。そこで、その手数料は長らく未払いとなり、債務の額がたまり続けることになったのですが、この未払い手数料は最終的には弁済されることなく免除され、その結果、債務免除益が発生したわけです。

所得税には利子所得から始まって雑所得まで10種類ほど所得の種類があるわけですが、こうした債務免除はそれらのどれに当たるのか。これが所得分類の問題ですが、東京地裁での審理

において課税庁の側は、第1の免除益は雑所得に、第2の免除益は不動産所得に分類されると主張をしています。これに対して納税者は一時所得であると主張しました。それで東京地裁の判決ですが、いずれも一時所得であるとされています。

ところで、この事件は東京地裁の前に国税不服審判所でも審理されておりまして、そうした裁決の1つが裁決事例集で公表されており<sup>3</sup>、2年前の春にその裁決について解説する機会がありました<sup>4</sup>。この裁決では、第1の争点については雑所得、第2の争点については不動産所得であるとされ、これに対して、納税者の側は一時所得であると主張していたのですが、私はその解説で、第1の債務免除益は雑でも、一時でもなくて、本当は不動産ではないのかというように書きました。そうしましたら、課税庁の側からお話がかかりまして、東京地裁の審理にあたって、課税庁の側で鑑定意見書を書くこととなりました。なお、上記の解説と同様、意見書でも第1の債務免除益の所得分類は基本的には不動産所得であるべきであろうとしています。

という次第で、私はこの事件について中立とは言い難い立場にあるわけですが、今回のお話には意見書を執筆するにあたって得た秘密の情報は出しておりません。もっとも、そもそも秘密の情報と呼べるような情報はなく、若干アクセスしにくい裁判資料を手に入れたりするだけではありますが、今回はデータベース上の判決文にある公開情報のみを参照しております。なお、中立的でないと申しました

<sup>2</sup> ノンリコース債務免除事件の組合は、判決によると、野村バブcockアンドブラウン株式会社（以下、NBB社という）によって募集され、同社の関連会社のエヌビービーシェフィールド有限会社によって業務執行が担われた。なお、後述する航空機リース事件の第一審判決によると、業務執行のための有限会社は、組合ごとに、NBB社の完全子会社として設立されていたようである。

<sup>3</sup> 裁決平24・3・21裁決事例集86集163頁。

<sup>4</sup> 小塚真啓「ノンリコース債務免除益の所得分類が争われた事例」ジュリ1452号8頁（2013年）。

が、課税庁の側に一度立った以上はそちらに肩入れしなければ、といった話では全然ありません。あくまで理論的に考えていったら、やはり不動産所得に分類されると言うべきであろうと考えてお話をさせていただいているということだけは、一応付け加えてさせていただきます。

さて、ノンリコース債務免除事件と命名した、この事件の内実をお話させていただく前に、その前史について簡単に触れておきたいと思えます。そもそも、この事件の納税者たちはなぜ航空機リース事業を行ったのかということです。ご存じの方も大勢いらっしゃるかと存じますが、日本でこの手の航空機リースを行う最大の経済的動機は何かと言うと、それは節税です。何人かの富裕な個人が組合の形で集まって、さらにお金を借り入れて、航空機を取得してリースする。そして、リースのような所得獲得活動で航空機を使用しますと減価償却の利益を得られるようになるのでありまして<sup>5</sup>、これを使って節税をするのです。

この場合に減価償却の利益を得ると節税できるのには、詳しくは後でまた説明しますが、減価償却が経済的な実態よりも随分と早いスピードで得られるという理由があります。その結果、税金の計算上は損が出たことになる。経済的には必ずしも損をしているわけではないのに、税金の計算上は損をしたことになって、その損失を他の普通のそれ以外の経済的活動からの利益、会社からの給与であるとか、あるいは他の本業たる事業活動からの利益であるとか、こういっ

たものから相殺することができます<sup>6</sup>。その結果、他の活動からの利益について本来負担しなければならぬ税負担を圧縮できるというメリットがあるのです。このような組合を使った航空機リースのスキーム、すなわち、航空機リース事業に受動的な立場で参加する者であっても航空機に係る減価償却費の必要経費算入が認められるのか、認められないのかが、この事件に先立って争われました。いわゆる航空機リース事件です。

この問題を事実上決着させたのが、2005年の名古屋高裁の判決となります<sup>7</sup>。この判決で確認された最も重要な点は、複数の個人が一緒になって航空機リースを営む際に用いられていた民法上の任意組合が課税上尊重され、航空機の運用によって生じる減価償却費を組合員は自身の費用として控除できるという点です。組合課税とも言われます。これに対して、課税庁の側は、これを否定するために奮闘しました。先ほど申しましたように、航空機リースの運用を行っていると思えられるなら、経済的には存在していない税務上の損失を多く取ることができるわけですが、これが認められると給与などに課税できなくなってしまうので、組合員にはそのような税務上の損失を獲得する地位は認められないという主張を課税庁は行いました。すなわち、組合員は航空機リースの事業活動から利益が上がってきたら、その利益にあずかることができるという、非常に受動的な地位にあるにすぎないから、組合課税に服さないのだとい

<sup>5</sup> 航空機は減価償却資産として例示列举されているが（所税令6条5号）、「不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される」のでない航空機は減価償却資産に該当しない。所税2条1項19号参照。

<sup>6</sup> 種類が異なる所得からも、損益通算（所税69条）が認められる限りで控除が可能である。但し、平成17年の税制改正で設けられた租特41条の4の2によりと、組合事業に関する重要な財産の処分などの重要業務の執行に関与したり、契約を締結するための交渉などを自ら執行したりすることのない特定組合員—この事件の納税者らは、この条項がその当時存在していたら該当していたと考えられる—にあっては、組合事業から生じた不動産所得の損失を得られないようになっていることに注意されたい。

<sup>7</sup> 名古屋高判平17・10・27税資255号順号10180。

う主張を課税庁は展開したのです。航空機リース組合に組合員として参加することで減価償却費の控除を得られるのか否かが争われたのが航空機リース事件であり、控除を得られるとして肯定したのが2005年の名古屋高裁の判決だったわけです。

このことは、航空機の所有権をその組合員自身が保持していることを裁判所が承認したのだということも意味します。自己が所有する航空機であるからこそ、組合員は航空機の運用によって生じるリース料等の収入や、減価償却費などの費用を自分自身のものとして所得計算できるということが出来るでしょう。今回の事件の内容は、以上のような航空機リース事件の判断が前提となっているのです。

この手の航空機リースは、ある会社が商品として売っていたものであるようでして、今回の事件以外にもいくつか営まれています。しかし、その1つであるこの事件の組合だけが運悪く失敗に終わって破綻処理がなされることとなり、その破綻処理の部分についての課税が争われているというのがこの事件であるのです。

### 3-2. 組合員持分の状況

ここから、このノンリコース債務免除事件の経済的な側面に光を当てていきたいと思います。まずスライド4をご覧ください。このスライドには、原告となった組合員それぞれの出資比率や、出資金、そして借入金を出資比率で乗じたものをまとめた表を掲げています。これは、この事件の判決文の中に出てくる情報を整理してみたものです。この事件では10名の組合員が原告になっております。その10名の合計の出資割合は全体の出資額の7割ぐらいでして、その他も7名ほど、本件訴訟には加わらなかった組合

員が存在していたようです。

この表からは組合の資本の状況をも確認することができます。組合員は出資金として合計でだいたい1000万ドルを出して、これに対して、銀行から借入金として3000万ドルぐらいが出ていることになります。したがって、自己資本と他人資本とは、概ね1対3ぐらいの割合です。別の言い方をしますと、組合員らは4分の1ぐらいしか自分のお金は出していない状態だということです。そして、この出資金や借入金は何に使われたのかというと、ほとんど全額が航空機の購入代金に充てられています。もっとも、これらの合計額は航空代金より実際はちょっと多いのですが、その差額は恐らく運用上のお金として少し残したのかなと思います。

### 3-3. 航空機リース事業の展望

次に航空機リース事業の展望がどのように描かれていたのかを簡単に見ておくことにします。スライド5をご覧ください。この組合は6年間活動することになっておりまして、毎月のリース料が43万ドル、年にしますと500万ドル以上得られるという見込みでした。もっとも、受け取ったリース料の分配を組合員が受けることはなく、ほとんど全額が借入金債務の返済に充てられることになります。先ほど、この組合は手数料も払えなくなってしまっていたという話をしましたが、返済に充てられなかった分はその手数料の支払いに充てられるという予定になっていました。

最後の年の売却価格は私が算出したものです。この算出の根拠を説明しますと、航空機というのは、最初に飛び始めてから短くとも30年ぐらい使えるのが通常だと言われておりまして、今回の事件で使われたジャンボジェットでは35

<sup>8</sup> この点は航空機リース事業の宣伝においても強調されている。そのような広告宣伝としては、たとえば、ITCグループ「憧れの空を飛ぶ航空機リース事業を貴方も始めてみませんか？」([http://www.itca.co.jp/PDF/itc\\_lease.pdf](http://www.itca.co.jp/PDF/itc_lease.pdf)) (最終アクセス2015年11月23日) 参照。

～40年と言われています<sup>9</sup>。そこで毎年の500万ドルのリース料を（本件航空機は中古で購入されたものであったため）33年間得られる見込みの投資を購入代金である4200万ドルを支払って始めたと仮定して、内部収益率の計算をしてみたところ、年利で11.99パーセントぐらいの利回りということになりました。この内部収益率の値を利用して6年後の理論価格を算出し、その値を売却価格としたわけです。なお、借入金の年利は、おそらくノンリコース・ローンであるために、7.28パーセントとかなりの高率であります<sup>9</sup>、それぐらいで借りたとしても、経済的に見たら十分に割の合うような形的设计になっていたわけです。

ところで、航空機リース事業の期間が6年間であったのは、判決文には全く出てきませんが、日本の所得税法の減価償却のルールに由来するものと考えられます。既に触れましたように、日本の減価償却のルールには経済的なそれとの間にかかなりのズレが見られます。特に、このクラスの航空機は、実際には飛び始めてから30年以上も運用できるにも拘わらず、たった8年間で償却することになっています。さらに中古ですと、前に使用されていた期間を差し引くことができるようになっていきます。そして、この航空機の製造番号—この番号は判決文でも言及されており、秘密の情報ではありません—をインターネットで調べてみましたところ、どうやら今回の航空機リース組合が取得する前に2年間

ほど飛んでいたようであることがわかりました。要するに、6年間という、減価償却がちょうど終わる時点まで航空機リース事業を行うこととなるように、この組合なり事業なりは組織されたのだらうと思われるわけです。

## 4. 航空機リース事業と所得税

### 4-1. 経済的減価償却

航空機のような固定資産については減価償却が認められます。なぜなら、購入した航空機は永久に収益を上げるのに使えるわけではなく、徐々にその価値は失われていき、最終的には収益獲得能力はゼロとなって、スクラップとしての価値を無視すると、無価値となるからです。このような次第に生じる価値の減少を何らかの規則的な方法で捉えようとするのが減価償却ですが、その理想的なやり方はどのようなものだろうかと考えますと、その候補の1つとなるのが、投資利回りを基準としたものです。なぜ投資利回りを基準とすべきかといった詳細は省略しますが、これは経済的減価償却と言います。なお、経済学者のサミュエルソンが提唱したのもでもありますので、サミュエルソン償却とも呼ばれます<sup>10</sup>。具体的には、先ほど計算した内部収益率を使って償却費を計算することができまして、時価で取得していることを前提に、その年の期末における経済的価値と釣り合うように取得費を減らしていくのです。これを経済的

<sup>9</sup> 前掲注(7)で組合課税の可否が問題となった航空機リース組合は、本事件と同様に野村パブコックアンドブラウン株式会社が募集したものであり、その一審判決である名古屋地判平16・10・28税資254号順号9800では、問題の組合の一つにおけるノンリコース・ローンの利率7.45パーセントが銀行間金利—具体的な明記はないが、“L”という簡略表記も見られるので、LIBORであると思われる—に1パーセントを上乗せして算出されたことが明らかにされている。この1パーセントの上乗せについての説明文は見当たらないが、課税庁の側からは「本件各ローン契約の相手方である本件金融機関にとっては、上記のいわゆるノン・リコースの合意を伴う本件ローン契約により、航空機が低額でしか売却できなかつた場合に、債務全額の返済を受けられない危険は負うものの、高い金利による利息の支払を受けることができ〔る〕…メリットの高い契約である」との理解が示されている。

<sup>10</sup> たとえば、岡村忠生『法人税法講義〔第3版〕』（成文堂、2007年）117-121頁を参照。

減価償却でして、その結果を示したのがスライド6です。

経済的減価償却を行うと、減価償却による調整を行った後の取得価額—この表では、アメリカ法に倣って調整取得価額と記載しています—は、どの年の期末においても、航空機の時価—より正確には時価の予測額ですが—と一致することになります。具体的には、この組合では運用を6年間した後に航空機を売却する予定となっていますが、その際の価格（予測値）はだいたい4130万ドルです。要するにほとんど価値が下がっていないだろうということですが、こんな巨額で売却しても譲渡益は基本的に全くでない、というのが経済的減価償却です<sup>11</sup>。

表の左から4つ目の列では、リース料から償却費だけでなく、借入金の利子などの費用も全部引いて純利益を計算しています。この額に、5つ目の列のキャピタルゲイン（譲渡益）を加算—もっとも、経済的減価償却ですので、ここではキャピタルゲインは生じないのですけれども—したのが一番右の列の純所得で、その値の意味するところは、その年に得られた投資からのもうけの総額です。これを見ていきますと、毎年、それなりに十分な利益が生じることになっていますが、先ほども示しましたように、内部収益率が12パーセント近くあって、借入金の利率が7パーセントということですから、利益が出てくるのは当たり前と言えます。このように、経済的減価償却を用いれば、投資の経済的実態に即した数値が出てくるわけです。

#### 4-2. 旧定額法による償却

スライド6では経済的減価償却を用いて問題

の航空機リース事業の経済的実態—より正確には、その当初の見込み—を示しました。これに対して、スライド7では、税法上の所得計算がどのようなものであったかを示そうとしています。納税者らが税法で認められたどの方法で償却したのかは事実として出て来ておりませんが、これらの数値は推計となりますが、旧定額法と比べると若干償却が遅い旧定額法で保守的に算出しています。それで、旧定額法ですが、これは耐用年数という数値で大元の値を割って毎年の償却費の額を算出しようとするものです。このように算出すると、償却費の額は毎年同じとなりますので定額法と呼ばれます。なお、税法上の減価償却制度は平成19年の税制改正で変わっておりまして、この事件の当時認められていた定額法—これが旧定額法です—では、一定の残存価額—この場合だと10パーセントです—に達するところまでしか償却が認められないようになっていました。この旧定額法で償却費を計算し、先ほどと同様に純所得などを計算してみたのがご覧いただいている表となります。

直ぐにお分かりいただけると思いますが、この表では毎年の償却費の値が先ほどお見せした経済的減価償却で計算した値を大きく超過した、ものすごい値になっています。その結果、一番右の列の純所得は、先ほどの経済的減価償却の場合と異なり、最後の年を除き、毎年、巨額のマイナスとなります。このマイナス（損失）のうち、自己に帰属する分を、納税者らは自らの所得計算に取り込んで、他の所得、例えば、給与などから損益通算の規定を根拠に控除して節税を達成するわけです。もっとも、最後までマイナスが生じ続けるわけではなく、最後の年には巨額のキャピタルゲイン（譲渡益）を計上し

<sup>11</sup> もっとも、このことは経済的減価償却を行えばキャピタルゲイン（キャピタルロス）がおおよそ生じないということの意味しない。金利変動などの予測できなかった事象があると時価と（償却を終えていない）帳簿価額とが乖離し、キャピタルゲイン（キャピタルロス）が生じることとなる。

ます。この譲渡益まできっちり勘定に入れますと、最終的な純所得の合計額は経済的減価償却を用いた場合と変わりません。一番右の列の一番下の値です。

要するに、税法が毎年、経済的には存在しない損失の控除を認めているといっても、最後には帳尻を合わせることが要求され、所得分類を考えなければ、課税所得の額の合計額は同じになるわけです。しかし、実際には、損失と利益で所得分類がずれることで課税所得の合計額が少なくなることが多いですし、合計が少なくならないとしても、当初損失を計上できることは納税者には大きな利益となります。航空機リースは、このような旨味のある取引であり、その枠内で生じてきた事件ということは強調したいと思います。

#### 4-3. 経済的減価償却と旧定額法による償却

次のスライド8とその次のスライド9は、これまでの説明を別の角度から示そうとしたものです。いずれのスライドのグラフでも、毎年のリース料が投下資本の回収と利益とにどのように配分されることになるのかを示しています。なお、前のスライドの表では6年間で航空機リースをやめてしまっていたのですが、これらのグラフのデータでは、きっちり33年間遂行することとしています。

最初に経済的減価償却の場合のグラフをご覧くださいますが（スライド8）、このグラフ中の年数が経過するほど上がっていく線が償却費の割合です。反対に年数が経過するほど下がっていく線が利益の割合となります。問題の航空機リースは最初の6年間しか行われなわけですから、どの年のリース料も、経済的に見れば、殆ど利益から成るはずですね。このことはスライド6でお話したことと整合的と言えます。

しかし、旧定額法の場合にはグラフの様子が変わり変わります。スライド9は、スライド8で示した経済的減価償却の場合のグラフに、旧定額法の場合のグラフを重ねてみたものです。

最初の5年間、100パーセントを超える状態が続いた後、7年目から0パーセントとなる線が旧定額法による償却費の割合で、反対に最初の5年間は大きなマイナスの数値であるが、7年目以降は100パーセントとなる線が利益の割合です。税法上の所得計算が経済的実態を表わすという点では相当に歪んだものとなっていることは、よくお分かりいただけるのではないかと思います。

## 5. 所得税における借入れ、返済の取扱い

### 5-1. 問題の所在

以上で航空機リース一般の話は終わりです。ここまでが前半ということで、ここからの後半が今回の話の本番ということになります。借入れ、返済、免除は所得税の視点からみてどのような関係になっているのか、また、そのような関係を踏まえた場合、これらを所得税はどのように取り扱うべきなのか、このような話をさせていただきます。

スライド10をご覧ください。ここでは次の3つの事柄について考えたいと思います。第1は本件組合が3143万ドルを銀行から借り入れたという事実を、日本の所得税、あるいはおおよそ所得税はどのように取り扱うべきなのかという問題です。第2は返済です。組合は合計で4236万ドルを銀行に支払う予定になっておりました。内訳を見ると、1092万ドルが利息で、3143万ドルが元本の支払いです。最後の第3は組合の717万ドルの残債務が銀行によって免除されたことです。無論、今回の報告における最大の関心事は第3の事実の取扱いですが、それは第1、第2の取扱いと整合的でなければならぬでしょう。その見地から以下ではまず第1、第2を見ていきたいと思います。

なお、第2の返済予定の数値は当初予定された通りの支払いが行われたとした場合のもので、実際には、当初のリース先の倒産などを契機に

返済スケジュールが変わってしまいましたので、これらの額から第3の免除額を差し引くことで、実際に返済された額が算出できるわけではありません。その意味で、第2と第3とはちょっと乖離してしまっておりますので、ご注意ください。本当は当初の予定だけでなく、実際の航空機リース事業のデータを全てお示しできればよかったのですが、そこまで手が回りませんでしたので省略させていただきました。

また、第3の事実について少し補足をさせていただきます。先にお話しましたように、銀行からの借入れはノンリコースの条件で行われていました。したがって、組合を清算しようとする時点で残債務の額が航空機の時価を上回っていた本件において、航空機を処分してもなお補填しきれない部分が発生し、その部分について債務免除が行われたのは当然と言えるでしょう。補填しきれない部分について、組合員の他の一般財産を差し押さえる、あるいは、それを避けたい組合員に対して追加の出資を行わせてそこから支払いを受けることはできない契約となっていたからです。しかし、若干ややこしいというか、やや不可解なことに、本件ではノンリコース・ローンの返済が最優先で行われることはありませんでした。問題の航空機は、結局1700万ドルで売却されたのですが、ローンの返済に用いられたのはその内の1400万ドルだけです。最優先で弁済を受けられるはずであるのに、売却代金の一部を他の債務の弁済に回すことを許容したことは、その限りにおいて、契約上蒙るこ

とが予定されていたよりも多くの損失を新たに引き受けたという側面があると言えるでしょう。もっとも、大部分は契約で予定されていた債務免除ですので、一部の異質な部分で全体の所得分類が左右されるというのは不合理でしょう。この点は後ほど、さらに補足したいと思います。

## 5-2. 所得税法36条

それでは具体的な検討に入りたいと思います。スライド11をご覧ください。所得税法の36条の一部を挙げています。所得税法本法によると、日本の所得税のうち居住者に対して賦課されるものでは、10種類の所得ごとに所得の金額が計算されることになっていますが、いずれの種類の所得においても、所得の金額の計算はその所得に関する収入金額から出発して行われます<sup>12</sup>。もちろん、各種の所得には、収入金額だけでなく何らかの支出の控除を経ないと所得の金額が決まらないものもあり、例えば、不動産所得では収入を得るために必要であった費用である必要経費の控除が認められます。しかし、控除が行われないことはあっても、収入金額が不要となることはありません。したがって、どの種類の所得に分類されるとしても、収入金額は非常に重要であるといえます。そのような重要な数値の算定を規律する通則的な規定が所得税法の36条であるわけです。

この条文からはいくつかの含意を引き出すことができるのですが<sup>13</sup>、今回の報告にとって重要で強調したい点は、収入というものの捉え方です。この条文の第1項は、大雑把に言えば、

<sup>12</sup> これに対し、所得税のうち、非居住者や外国法人に対し、専ら源泉徴収によって賦課されるいわゆる源泉所得税の課税標準は、「支払を受けるべき…国内源泉所得の金額」（所税169条）や「支払を受けるべき〇〇の額」（所税174条）と規定されており、収入金額は用いられていない。

<sup>13</sup> 他の重要な含意として、「収入した金額」でなく「収入すべき金額」という規定振りとなっていることから、いわゆる権利確定主義が導かれるということがあるが、今回の事件や報告とは関係しないので本文では省略した。なお、金銭等の流入がなければ収入金額は生じないという本文の説明（立場）は、所得税法36条を実現主義や帰属所得非課税の実体法上の根拠と見る見解の変形の一つと理解していただいで差し支えない。

「収入すべき金額」というものが収入金額になると謳っているわけですが、ここから収入の意義の本質を引き出すことは困難と思われる。しかし、括弧の中の「～をもつて収入する」という下線部の文言に注目しますと、次のようにいうことが出来るでしょう。すなわち、収入というものは、金銭を受け取ったり、金銭以外の物や権利を受け取ったり、あるいは、経済的な利益を獲得したりする場合に生じるものなのだ。要するに、この条文は、何かが新たに入ってきたと言えるのでなければ、収入、ひいては収入金額は生じないことを明らかにしているという理解することができるわけです。

スライド11の下の方には大きなフォントで「流入なければ課税なし」が原則」と書きました。この表現は今回の報告にあたって私が造ったものですので、一般にこのような表現で言われているわけではありません。ですが、先にお話した内容は、流入がないと所得税が課されることはない、これが36条の定める原則である、このように言い換えられるのではないのでしょうか。もちろん、ここでいう流入は金銭のかたちを採るとは限らず、金銭以外の財産、例えば、土地とか、債権とか、そういったものを新たに獲得することも流入と言えます。さらに言えば、経済的利益が明示的に掲げられていますので、流入してくるものが法的に保護された利益である必要もありません。しかし、新しく何かを得たと言えるのでなければならぬ。そのことを原則として要請するのが36条なのであると考えられるわけです。以上のような説明は一流入という言葉遣いはともかくとして一比較的オーソドックスなものではないかと思われます。

但し、スライドでは下線を引いていない箇所ですが、「別段の定めがあるものを除き」という文言があることにはご注意ください。要するに、36条とは別の規定で異なるルールが示されている場合は異なる取扱いをすることになりますので注意してくださいね、と言っているわけです。という次第ですので、先ほど、「原則」

と申し上げました。なお、別段の定め具体例としては、今回の報告と関係ないものではありますが、法人に資産を無償で贈与する場合などに、何も受け取っていないにもかかわらず、手放した資産の時価を収入金額とすることを要求する59条1項1号があります。このような課税はみなし譲渡課税とも呼ばれますが、先に触れた36条の理解によると、所得税の課税の仕方としては例外に属するものであるわけです。

もっとも、流入があれば常に収入があり、したがって収入金額が生じるかということ、そうではありません。このことは36条に明示された文言ではなく、「収入」という文言の解釈によるものではありませんが、その具体例が借入金です。

### 5-3. 借入れ・元本返済が収入・費用でない理由(1)

スライド12では、借入れと返済の取扱いを考えます。最初に1番目の事実、すなわち、組合が3143万ドルを銀行から借り入れたことですが、このことを所得税はどのように取り扱うべきでしょうか。36条の文言からは、収入金額があったとされるべきとも考えられます。なぜなら、銀行から納税者へと現金が流入しているからです。しかし、36条の解釈上、借入れを行い、その結果金銭などが流入することとなっても収入金額は生じないとされていますし、この結論に異論を唱える学説を私は知りません。また、収入金額が生じるということは、何らかの控除が認められない限りその範囲で課税所得が生じることを意味しますが、お金を借りて所得を得たはずはなく—これについては、会計の用語を用いて、借方において現金という資産が増えるが、貸方において同額の負債も増えるので、借入れが利益を生じさせるはずはない、と言い換えることもできると思われます—、控除を認める途も所得税法上見当たらないのだから、借入れが収入でないのは当然ではないか、と思われる方が大半だろうと推測もします。しかし、この解釈を正当化することは実は結構な難問であるの

です。なぜなら、収入金額は所得税法の36条で定められた法律上の概念ですから、その文言から内容が明らかにされなければならないのですし、経済的には所得とは言い難いモノが課税所得として把握されることはあり得ることだからです。

これに対し、収入とはそういうものなのだ、と答えるのも一計とは思いますが、もう少し理論的で従来から言われている説明は、借入金と返済債務とが相殺されるため収入金額は生じない、というものです。銀行から3143万ドルを借りた場合、当初受け取った以上の額を支払うことが原則として義務付けられますが、そのような返済債務の発生がマイナスの収入として把握され、収入金額の算出において、現金の流入によるプラスの収入と合算され、結局収入金額はプラスマイナスでゼロとなるという説明です。この説明は、京都大学の岡村忠生先生の手によるもので、岡村先生によりますと、収入金額の算定には暗黙の差引計算が存在しており、借入れを行っても収入金額が生じないのはその差し引き計算の結果であるということになります<sup>14</sup>。

岡村先生は返済の借主側の取扱いについては特に論じておられませんが<sup>15</sup>、上記説明は第2の返済の取扱いの説明にも応用できるように思われます。問題の所在は次の通りです。組合は合計4236万ドルを銀行に支払う予定となりましたが、このうちの1000万ドルほどは利息の支払いであって、これらについては必要経費として控除することが可能です。そして、今回の航空機リースは26条1項の不動産等—これには航空機が含まれます—の貸付けに当たりますの

で、納税者らは不動産所得の計算を行うわけですが、その際に支払利息を必要経費に算入することになります。これに対し、残りの元本返済は必要経費に算入することが認められません。元本返済もリース料獲得を目的とした航空機の取得を賄うための借入れに起因して行われているわけですから、収入を得るための支払いという点では、支払利息と異ならないように見える。それにもかかわらず、支払利息は控除できる一方、元本返済は控除できない、という区別が存在するのです。

これに対しても、費用とはそのようなものだと説明することはあり得るでしょうが、先ほどの借入れに関する説明を踏まえると次のような類似の説明が可能です。すなわち、借入れが収入金額を生じさせないのは、借入金の流入というプラスの収入と返済債務の発生というマイナスの収入とが合わさってプラスマイナスでゼロとなるから、ということでしたが、元本返済の場合でも返済した分だけ返済債務が減りますので、やはり、プラスマイナスでゼロとなって必要経費の額は生じないのだ、と考えることができ、他方、支払利息は時間の経過により新たに生じた債務に起因するものですから、差引計算しても必要経費の額はゼロにならない、というように考えられます。このように、借入れの取扱いと返済の取扱いとは対称的に説明することができるわけです。

#### 5-4. 借入れ・元本返済が収入・費用でない理由(2)

しかし、今回は少し違った説明にもチャレン

<sup>14</sup> 岡村忠生=渡辺徹也=高橋祐介『ベーシック税法〔第7版〕』（有斐閣、2013年）90-91頁参照。なお、収入金額の算定に暗黙の差引計算が存在するというアイデアの初出及び詳細については、岡村忠生「収入金額に関する一考察」法学論叢158巻5・6号192頁（2006年）参照。

<sup>15</sup> もっとも、岡村他・前掲注①491頁では、元本返済が貸主側で収入金額にならないことが同様に説明できるとされている。

ジしてみたいと思います。その試みがスライド13なのですが、ここでは反ベイス（anti-basis）という発想による説明を考えました。

最初に、「反」ではない、普通のベイス（basis）について説明します。これは資産の帳簿価額と同じものと考えていただいて差し支えありません。企業会計では、企業が資産を取得したり、改良したりすると、取得や改良に要した直接、間接の費用の額が帳簿に記録されるわけですが、それに相当する数値をアメリカ（税）法では basis と呼びます。日本の所得税・法人税で言えば、所得税法施行令の126条などで規定される取得価額に相当する概念です。なお、basis は、減価償却が可能な資産についてのものであるとすると、それとは別に、減価償却に伴う調整を行った adjusted-basis が別途観念されます。basis は未回収の投下資本の額を示す数値ですが、減価償却が認められるということは、その分だけ投下資本を回収していることとなりますので、その分だけ減額をする必要があり、そうした調整を行った後のものが adjusted-basis として、「調整基準価格」と訳されることが多いです<sup>16</sup>。また、basis も「基準価格」と訳するのが通常ですが、「基準価格」という表現は取得価額と互換的に使われることも多く、それに対し、通常は取得価額を観念しないモノに類似の概念を観念してみようというのがここでの試みですので、以下では、「ベイス」というカタカナを使うことにします。

ベイスの説明を終えましたので、反ベイスの話に入りましょう。先に説明したように、

普通のベイスは積極財産について観念されるものでして、その反対ということなので、これは消極財産、つまり負債について観念しようとするものです。もっとも、反ベイスという概念や用語は私の発案ではなく、Virginia 大学の Ethan Yale の論文<sup>17</sup>に登場します。さらに同論文によりますと、負債にもベイスを観念しようという発想はさらに遡るということのようです<sup>18</sup>。

しかし、資産（積極財産）にはベイスがあるように、それと対称的に負債（消極財産）にも反ベイスを観念すると言っただけでは、反ベイスとは何か、どういう意義が認められるものなのかは依然として曖昧なままです。そこで、ベイスがどのような意義を持つものかを確認し、それをひっくり返してみることにしましょう。すなわち、ベイスは、未回収の投下資本を示す数値であり、収入が所得として把握されることを妨げる働きをする概念ですから、反ベイスは、未回収のマイナスの投下資本を示す値であり、支出が費用として把握されることを妨げる働きをするものだと言えるはずですが、それでも、マイナスの投下資本という耳慣れない概念が残りますが、反ベイスが負債について観念されるものであり、かつ、負債が債権と対で存在するものであることを踏まえれば、債務者の手元に残されている、債権者の投下資本を指すと考えることができます。要するに、反ベイスは、債務者の側から債権者の未回収の投下資本の額を把握したものであって、それと債権のベイスとは鏡映しの関係にあると理解

<sup>16</sup> アメリカ連邦所得税は、現在、1986年内国歳入法典（以下、I.R.C.という）を根拠に実施されており、I.R.C. § 1012では adjusted basis の元となる basis が原則として取得費（cost）であると規定される。また、adjusted basis を得るための調整のルールは I.R.C. § 1016で規定されている。

<sup>17</sup> Ethan Yale, Anti-Basis, available at [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2594913](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2594913).

<sup>18</sup> Yaleによると、アカデミズムにおける古い言及は、Harvard大学のWilliam D. Andrewsが（固有の法人所得税に関する）ケースブック（William D. Andrews, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATE TRANSACTIONS (2nd Ed. 1979)）で行ったものであるという。See also William D. Andrews & Alan L. Feld, FEDERAL INCOME TAXATION OF CORPORATE TRANSACTIONS, at 264-265 (3rd Ed. 1994).

することができるわけです。

このような反ベシスの概念からすると、借入れや返済の取扱いは次のように説明することができます。まず、借入れが収入金額にならないことは、直接には、借主（債務者）が借入金を反ベシスに算入しているから、と説明されます。これは、資産を取得するための支出がベシスに算入されるために費用にならないことと同じです。また、間接的には、貸主（債権者）が貸付金をベシスに算入しているから、と言うこともできるでしょう。このことは、貸主（債権者）が流出としないので、借主（債務者）も流入とみない、とも言い換えられるように思われます。税法では、両当事者の間で対称的な取扱いをすることをマッチングと言いますが、借入れが収入金額を生じさせないのはマッチング処理の帰結というわけです。

支払利子は必要経費に算入できるが、元本返済は算入できないことにも同様の説明が可能です。支払利子に関する債権・債務は、貸主（債権者）にとっても、借主（債務者）にとっても、新たに生じたものですから、貸主の下では収入（流入）となり、借主の下では費用（流出）となりますが、元本返済に関する債権・債務は、借入れによって生成済みであるために、貸主の下で収入になることはないし、借主の下で費用になることもない、このようになります。

以上が反ベシスというか、マッチングというか、そういう考え方に基づいて借入れ、返済の取扱いを説明しようとするとうどうなるか、という話です。但し、このような説明ができるというだけの話で、ここから何らかの政策的な含意を引き出すといったことは、今のところは考えておりません。また、ここでのマッチングは、流入や流出を認識するかという次元の話であって、一方を課税対象とするなら他方も課税対象

とすべきという話——なお、この話は、Chicago大学のDavid A. Weisbachがたとえば2000年の論文<sup>19</sup>で扱っています——とは異なります。

## 6. 所得税における債務免除益の取扱い

### 6-1. 問題の所在

前置きがだいぶ長くなってしまいましたが、スライド14でようやく本題の債務免除の取扱いの話に入ります。はっきりしているのは、債務免除が行われると、債務者の下では原則として債務免除益が発生し、総収入金額に算入される、あるいは、収入金額として把握されるということです。この取扱いはこのノンリコース債務免除事件でも当然視されています。条文上の根拠としては、現金や現金以外の財産や権利を受け取ったとは言えないでしょうから、経済的利益の享受があったということになりましょう。

債務免除によって借主（債務者）が経済的利益を享受することは、リコース・ローンの場合であれば、理解が容易です。リコース・ローンは、要するに、普通の借入れのことで、先に述べましたように、借りた分の債務は何があっても全額返済しなければいけない。たとえば、借入金を未公開企業の株式に投資していたが、倒産してしまって投下資本を全て失ったような場合には、他の自分の自宅であるとか、自分の持っている預金であるとかを差し出す必要が出てくる。それがリコース・ローンです。

この場合の債務免除は、他の財産を供出したる経済的負担をなくすものですから、債務者の経済状況は改善されます。なるほど、これは確かに経済的利益と言えるでしょう。債権者が債権の回収に動けば債務者の財産は減るはず

<sup>19</sup> David A. Weisbach, Ironing Out the Flat Tax, 52 Stan. L. Rev. 599, 613-624 (2000).

であったのに、それが起こらなくなったわけですから、これは経済的負担からの解放といえ、それを経済的利益と見るのはごくごく自然とさえ言えるように思われます。しかし、ノンリコース・ローンの債務免除に同様の経済状況の効果を認めることができるのか、スライド11のところで示した命題に即すなら、経済的利益の流入があったと言えるのか、というと、実はかなり怪しいのです。

## 6-2. ノンリコース・ローンの経済的性格

これから先の5枚のスライドでは、設例を用いてノンリコース・ローンやその債務免除益の経済的性格を説明していきます。スライド15では基本となる設例1を挙げました。設例の納税者もノンリコース・ローンを使って、同じように航空機リースを行っています。ノンリコース・ローン等の経済的性格の説明を実際の事件で行うとどうしても複雑になってしまいますので、仮の例で説明させていただこうと思います。また、この設例では毎年のリース収入が逡減しておりますが、これは新定額法で償却費を計算しても計算結果が経済的減価償却を行った場合と同じになることとなるようにするためです。償却費は新定額法で毎年800万円ですが、収入の方が次第に減少していきますので、結果的には、スライド6などでお見せした経済的減価償却の場合の例となるわけです。

スライド16に進みます。ここで挙げております設例2では航空機リースが最終的に失敗に終わります。すなわち、3年目の期末に翌年以降のリース料が激減するようなイベントが発生し、その結果、航空機の価格も下がります。実際の事件では、9.11テロが原因で航空機産業が相当に縮小したわけですが、それに類する事象が3年目の期末に起きたということです。利用客が減る、運航される航空機が減る、したがって、航空会社が払えるリース料が減る、そのような状況を想像していただければと思います。

そして、設例2では、航空機産業の状況が回

復せず、5年目末に銀行がノンリコース・ローンの残高を回収できないまま、納税者は航空機リースを終えます。この場合のローンはノンリコースですので、納税者は残高を返済せずに済むわけです。このことは、左から5列目の「債務残高」の5年目の数値がゼロにならないにもかかわらず、一番右の列の純フローの5年目の数値もゼロのままであること、つまり、納税者は1円も受け取ってはいないが、同時に1円も支払ってもいないことに現れています。スライド15の純フローの数値と比較していただきますと、なるほど、リース料が激減することで納税者は確かに損をするのだけれども、その全てを蒙るわけでないことがお分かりいただけるかと思えます。ゼロになるだけでマイナスになることはない。これがノンリコース・ローンの大きな特徴であると言うことができるでしょう。

では、航空機産業の状況が下がって、また上がった場合、つまり、リース料が一旦激減したものの、少しは回復する場合はどうなるでしょうか。これがスライド17の設例3です。スライド16の設例2と途中までは同じですが、5年目のリース料が若干回復しています。この回復のおかげで銀行は5年目末にノンリコース・ローンの残高を全て回収した上で航空機リースが終わることになります。しかし、一番右の列の純フローの数値はスライド16の表のそれらと全く同じです。設例3ではリース料が少し回復することでその分損が減っているのですが、それによる恩恵は専ら銀行に帰せられるということです。

このことの意味を考えるために、スライド18には、5年目のリース料を変化させた場合に純フローや債務免除益などの数値がどのように変化するのかを描いたグラフを掲げています。また、このグラフでは、設例としては挙げておりませんが、ローンがノンリコースでなく、リコースであった場合の純フローなどの線も描画しています。

このグラフにおいて、債務免除益の値はリ

コースの場合とノンリコースの場合とで変わりません。異なるのは、純フローと元本返済・利息です。純フローは借主（納税者）の取分、元本返済・利息は貸主（銀行）の取分を意味します。要するに、リース料の回復の程度が高まる（したがって債務免除益は次第に減少していく）ことに伴うそれぞれの取分の変化は、回復の程度が600万から700万円の間にある境界—正確には、633万6000円—までの間では、リコース・ローンの場合とノンリコース・ローンの場合とで異なる、具体的に言えば、リコースの場合に取分が増加するのは借主（納税者）で、ノンリコースの場合に取分が増加するのは貸主（銀行）である、ということになります。そして、このことの裏返しではありますが、リコースの場合には、リース料が0円から上記境界に達する区間において、元本返済・利息が変化しませんし、ノンリコースの場合には、純フローが同区間において変化しません。ノンリコース・ローンの貸主たる銀行は、ローン残高をリース料からしか回収できませんから、これが十分に増えないと本来回収できたはずの資金が回収できないというかたちで損失を蒙るわけです。

スライド19では以上のことをまとめています。ノンリコース・ローンの場合、リース料が増加したことによる経済的な効果は、残高の満額回収に達するほど回復しない限り、経済的負担、つまり、損失は回収できる残高が減少するという形で貸主に帰属するのだ、と言えます。要するに、ノンリコース・ローンの場合に債務免除益という数値を持つ意味は、最終に貸主がどれくらい経済的負担（損失）を蒙ったのかを表わす値にすぎないのです。

そして、次のようにも言うことができます。ノンリコース・ローンでは、債務免除を実施する前後で損失の最終的な帰属先は変化しないのだ、と。もちろん、債務免除を実施した銀行は最終的に損失を蒙っているわけですが、そのことは債務免除を行う前から、もっと言えば、契約当初からそのように決まっていたのだと言え

ます。つまり、ノンリコース・ローンの場合に、投資の成否によって銀行の損失の有無が左右されるという状態は、当初のローン契約時に決定されてしまっているのであって、債務免除という行為にはその結果を変化させる効力が全くないのです。他方、リコース・ローンの場合には、契約上は借主が蒙ることになっていた経済的負担が貸主たる銀行の方に付け替わるという効果を債務免除に認めることができる。そのような変化をもたらす力がノンリコースの場合の債務免除には見られないということが、ノンリコース・ローンに関する債務免除益の所得分類を考えるポイントになるのではないのでしょうか。

したがって、今回の事件における債務免除も—航空機の売却代金の全額でノンリコース・ローンの回収が最優先とされなかった点は若干気になる点ではあるものの—経済的意味が乏しかったと言えます。少なくとも、ノンリコース・ローンの契約で負担することが確定していた範囲については、経済的にはもちろん、法的に見ても、経済的利益が流入したとは到底言えないのではないかと。それにもかかわらず、第一審の東京地裁判決は、「本件のローン債務免除益は、あくまで本件ローン債務免除行為によって発生したもの」と判示し、その所得分類を考えていますが、これは所得税法の解釈として成り立ちえないものなのではないか。これが今回の報告で私が最も強調したいところです。

### 6-3. 債務免除益はなぜ課税されるのか

スライド20では、これまで見てきたノンリコース・ローンの債務免除益の法的・経済的性格と、スライド13のところで紹介した反ベシスという発想—仮に「映し鏡論」と命名してみました—との関係を考えてみたいと思います。ノンリコース・ローンの場合であっても、貸主による債務免除には債権の含み損を確定させる効果があることは間違いがないでしょう。つまり、含み損から貸倒損失への転化です。しかし、この場合の債務免除には、法人税法37条7項で

謳われているような「経済的な利益の贈与又は無償の供与」という側面はありません。ノンリコース・ローンの契約によって法的に貸主の損失であることが確定してしまっていますので、経済的利益を新しく借主に与えることはノンリコースの債務免除によってはできないわけです。逆に言えば、リコース・ローンの債務免除では、契約上は借主が負担するはずであった損失を貸主が負担しているのですから、経済的にはともかく、法的には経済的利益の贈与なり供与があったと見るべきでしょう。

このようなりコース・ローンとノンリコース・ローンとの間にある相違は、映し鏡論からはどのように説明というか理解されることになるのでしょうか。映し鏡論は、債務者の下に、債権者の下での債権について観念されるベイススを鏡で映したかのごとく、反ベイススを観念するのです。そして、借主の下での反ベイススは、貸主の下でのベイススの鏡映しであるものの、ベイススと類似の機能を持つ、すなわち、ベイスス形成（資産計上）のため取得費の支出時点での費用化が妨げられ、また、ベイススの範囲で収入としての把握が妨げられるのと同じように、反ベイスス形成のため借入金の収入化が妨げられ、あるいは、反ベイススの範囲で費用としての把握が妨げられるのだと理解すべきものだと先ほど申し上げました。こうした発想を債務免除にも及ぼすことになるわけですが、そうしますと、リコース・ローンの債務免除益については、支払利息と同じようなものと理解することになるでしょう。元本返済は必要経費に算入されないが、支払利息は算入されるという相違が生じるのは、元本の債権・債務は借入れ当初から存在するが、利息の債権・債務は新たに発生しているという違いのため—正確には、そのような違いが存在していると考えられるため—でしたが、リコース・ローンの債務免除では、貸主と借主との間の法律関係に債権・債務が消滅するという形の変化が生じておりますので、貸主は損失を必要経費に算入し、借主は債

務免除益を収入金額として把握するのだというように理解することになるわけです。

それではノンリコース・ローンの債務免除はどうでしょう。つい先ほど、ノンリコース・ローンの債務免除については、それにより貸主が借主に経済的利益を付与することはできないはずであると結論付けました。また、スライド11のところでお話させていただいたように、金銭を始めとする何らかの流入がないと収入金額を把握しないとするのが所得税法の原則的な取扱いというか、立場と言うべきでしょう。このように考えていくと、この事件において、納税者たる組合員たちに対して、つまり、債務免除を受けた借主に対して所得があったものとして課税を行ったことこそが間違っていたのではないかと、というように—彼・彼女らは航空機リース事業から多額の節税利益を得ていたにもかかわらず一言しなければいけなくなるようにも見えるわけですが、それは絶対に違うでしょう、と私は強く主張します。なぜかと申しますと、ノンリコース・ローンの場合において、経済的利益の移転が経済的ばかりか法的にも認めがたいのは、あくまで債務免除についてであって、およそ認めがたいというわけではないからです。

すなわち、ノンリコース・ローンの借主の下では、反ベイススだけでなく、借入金やそれを投下した資産に関するベイススが観念されるわけですが、そうしたベイススが存在することにより、借主は減価償却控除や損失控除を行うことができます。このような課税上の利益は、借主でなく、経済的損失を蒙ることが契約上予定されている貸主が得べきものとも考えられるわけですが、それにもかかわらず、借主が得ることは、経済的利益の移転と理解すべきなのではないのでしょうか。要するに、債務免除に伴う流入が観念できないことと、ノンリコース・ローンの債務免除益が課税を免れることとの間には論理必然の関係はないのではないかと、言うことです。

このように理解することに対しては、課税の

タイミングがおかしいのではないか、つまり、債務免除でなく借入金受領の時点で収入金額を把握すべきことになるはずではないか、との反論があるかもしれません。なるほど、それは一理あるなどというのが半分、いや、やはり債務免除の時点でよいだろうというのが半分、というのが偽らざる正直なところ。すなわち、最終的な経済的損失の帰属先は契約によって貸主と決められているわけですが、スライド18などで示したように、一旦経済的損失が生じて、ノンリコース・ローンの対象となっている投資物件のパフォーマンスが十分に回復する場合には外観がリコース・ローンと全く変わらない状態に復帰します。そのような不安定な状態にある間は、経済的利益は流入しているけれども、まだそれを収入金額として把握しないのだと考えるべきではないでしょうか。そして、そのような不安定な状態が解消し、確定するのはどの時点かという、それはやはり債務免除の時点でしょう。

要するにノンリコース・ローンの場合でも収入金額の把握を債務免除の時点であるということには、租税政策として一応の合理性が認められるように思うのですが、それにコミットしきれないのは、所得税法36条の解釈論としての展開可能性に未だ確信を持たずにいるからです。もっとも、スライド11をご覧くださいとわかるように、所得税法36条には2項もございまして、そこでは流入してきた経済的利益を収入金額と

して把握する場合の数値が「当該利益を享受する時における価額」と規定されています。この規定について、収入金額が把握される時点が「享受」の時点であると「も」規定していると解釈した上で、ノンリコース・ローンの場合の経済的利益の「享受〔の時点〕」の意義を、債務免除の時点と解釈する、こんな途があるとは考えるのでありますが、詰めるべきだが詰め切れていないところ—例えば、アメリカの1946年の *Crane* 連邦最高裁判決<sup>20</sup>や、やはりアメリカの1982年の *Tufts* 連邦最高裁判決<sup>21</sup>との関係や異同一がまだまだ多いので、今回は断定せず、可能性を示すだけということにさせていただきますと幸いです<sup>22</sup>。

#### 6-4. 債務免除益の所得分類

ようやく最後のスライド22に到達しました。前提の話が長くなりすぎた感がありますが、債務免除益の所得分類について一定の示唆が得られたはずということでご容赦いただきたく思います。すなわち、リコース・ローンの債務免除益については、債務免除によって借主に流入があったと認識できるのであるから、一時所得であると所得分類にすることで基本的にはよいけれども、ノンリコース・ローンの債務免除益については、仮に結論としては一時所得に分類されるべきなののだとしても、その根拠は債務免除という行為の性格によるものではないはずだろう、ということです。ですが、ノンリコース債

<sup>20</sup> *Crane v. Commissioner*, 331 U.S. 1 (1946).

<sup>21</sup> *Commissioner v. Tufts*, 461 U.S. 300 (1982).

<sup>22</sup> ノンリコースのあるべき取扱いとしては、借主には担保物の完全の所有がなく、経済的負担を最終的に負う自己の持分 (equity) を所有しているに過ぎないとして、その持分の範囲でしか減価償却控除等を認めないということも考えられる。有限責任事業組合などの場合に類似のルールが採用されており (租特27条の2など)、理に適った発想の一つであることに異論はないが、*Crane* において、納税者が主張したものの連邦最高裁が容れなかった解釈でもあり、また、日本法上、ノンリコースでも法的な債務は間違いなく存在すると理解されるから、解釈論としては困難であるように思われる。立法論として、その合理性などが検討されるべきであろう。なお、日本法におけるノンリコースの法的性格などを論じたものとしては、たとえば、若木裕「ノンリコースローンを巡る課税上の諸問題について—債務免除益課税を中心に—」税大論叢77号69頁 (2013年) 参照。

務免除益事件の処理にあたり、東京地裁は、ノンリコース・ローンの債務免除益の全額を債務免除によって生じたものと理解し、それを前提として所得分類を考えてしまっています。そのような大前提があるからこそ、東京地裁は、この債務免除行為が一時的なものである、繰り返されるものではないという点に着目し、一時所得という所得分類を行っているのです。東京地裁は、いわゆる馬券事件に関する2015年3月の最高裁判決<sup>23</sup>にも言及しており、このことは同裁判所が債務免除という行為の法的性格を所得分類にあたっての決め手としていることを確信させるものであるのですが、所得税法の解釈として誤りと言わざるを得ないのではないのでしょうか。

それではノンリコース・ローンの債務免除益はどのように分類すべきか。私は以前、雑所得ではなく不動産所得に分類すべきだったと解説したわけですが、その結論自体は今でも変わりはありません。問題はその根拠で、上記解説や意見書で支持したり示したりした理論のみではやや弱いと感じるところです。現在では、それに加えて、貸主から借主へと移転した経済的利益の性格や、借主への流入のタイミングから、不動産所得への分類の説明を行う、あるいは根拠付けを行うべきでないかと考えています。

まず、経済的利益の性格に着目した説明ですが、この事件に即しますと、貸主たる銀行が享受していたはずの課税利益は航空機に関する減価償却費控除であって、貸主が借主と同様に個人であったとすれば不動産所得に分類されるべきものだったから、移転先でも同様の分類とされる、あるいは、されるべきである、ということです。所得税法施行令の94条の第1項に近い

発想と言えるかもしれません。但し、1回限りの債務免除が影響を受けないと言いきれるのが課題で、差し当たり、スライド21のところでお話した、経済的利益の流入と「享受」とを区別した上で、所得分類は流入の時点で決まっているという解釈が有望であるのかなと考えています。確信はありません。

もう1つの説明ないし根拠ですが、やはり、流入と「享受」との区別や、流入の時点で所得分類は決まるという理解を前提とすることにはなりますが、納税者らが「航空機の貸し付け」を行っていた間に所得分類を決すべき時点が含まれていたことに着目するものです。もちろん、不動産所得に分類される収入や費用は不動産等を貸し付ける契約に関連するものだけである、というのであれば、問題の経済的利益の流入が「航空機の貸し付け」の最中であったことは根拠となりませんが、そのような理解では、支払利息が不動産所得の必要経費に算入されていることを説明できないように思われますし、不動産所得が事業や業務としての不動産等の貸付けを対象としていると言われることからすると、所得税法26条1項は不動産等を貸し付ける契約でなく、不動産等の貸付けという経済活動に密接に関連した収入・費用であれば不動産所得に分類されると解釈する方が自然であるように思われます。もちろん、この点についてもさらなる検討が必要でしょう<sup>24</sup>。

以上で報告は終わりです。まとめきれないところや、大きな声で主張はするものの根拠を必ずしも説明できないというところも多く、非常に稚拙なものとなりましたが、ご容赦くださいますと幸いです。

<sup>23</sup> 最判平27・3・10刑集69巻2号434頁。

<sup>24</sup> この発想によると、ノンリコースでなかった手数料債務に関する第2の債務免除益も不動産所得に分類すべきと言えるかもしれない。なお、ノンリコース・ローンの債務免除益が過去に得た課税利益の取戻しであって不動産所得に分類されるべきとすれば、それらが資産の譲渡を通じて実現したとしても、同様に、譲渡所得でなく不動産所得に分類されるべきと考えるべきだろう。但し、これは解釈論としては難しいかもしれない。

# 債務免除益の所得分類

—経済成果と課税の乖離をどうするか？

小塚真啓(岡山大学)

1

## 目次

- 問題の所在
- 航空機リースと所得税
- 債務免除と所得税(1)
- ノンリコース・ローンの経済的性格
- 債務免除と所得税(2)
- 債務免除益の所得分類

2

## ノンリコース債務免除事件(仮称)

- 東京地判平27・5・21(LEX/DB文献番号:25530026)
  - 航空機リース組合事業に係るノンリコース・ローン
  - 同事業は911テロ起因の航空不況を遠因に破綻
  - 航空機売却するも完済できず, 同ローンの一部が免除
  - 未払いの手数料債務(対業務執行会社)も免除
- 前提(航空機リース事件 2005より)
  - 同事業(の組合員)はいわゆる組合課税に服する
    - 上記事件は, 利益配当契約該当性が争点→否定
  - 同事業(の組合員)は航空機の所有権(の持分)を保持
  - 同事業(の組合員)は不動産所得を稼得
    - 航空機の貸付けにつき。償却費の必要経費算入が可!

3

## 組合員持分の状況

組合員	出資割合	出資金	借入金(ノンリコース)
P1	4.67%	\$500,000.00	\$1,468,534.17
P2	4.67%	\$500,000.00	\$1,468,534.17
P3	4.67%	\$500,000.00	\$1,468,534.17
P4	9.34%	\$1,000,000.00	\$2,937,068.34
P5	4.67%	\$500,000.00	\$1,468,534.17
P6	4.67%	\$500,000.00	\$1,468,534.17
P7	7.94%	\$850,000.00	\$2,496,508.09
P8	9.34%	\$1,000,000.00	\$2,937,068.34
P9	6.54%	\$700,000.00	\$2,055,947.84
P10	14.01%	\$1,500,000.00	\$4,405,602.52
その他7名	29.46%	\$3,153,000.00	\$9,260,576.49
合計	100.00%	\$10,703,000.00	\$31,435,442.49

- 自己資本(出資金):他人資本(借入金)=1:3
  - 出資金・借入金の大半は航空機購入代金に充当

4

## 航空機リース事業の展望

	譲渡収益	リース料	債務返済	手数料	フロー
1998年	\$0.00	\$3,870,000.00	\$3,537,000.00	\$116,100.00	\$216,900.00
1999年	\$0.00	\$5,160,000.00	\$4,716,000.00	\$154,800.00	\$289,200.00
2000年	\$0.00	\$5,160,000.00	\$4,716,000.00	\$154,800.00	\$289,200.00
2001年	\$0.00	\$5,160,000.00	\$4,716,000.00	\$154,800.00	\$289,200.00
2002年	\$0.00	\$5,160,000.00	\$4,716,000.00	\$154,800.00	\$289,200.00
2003年	\$0.00	\$5,160,000.00	\$4,716,000.00	\$154,800.00	\$289,200.00
2004年	\$41,130,105.47	\$1,720,000.00	\$15,243,766.26	\$51,600.00	\$27,554,739.21
合計	\$41,130,105.47	\$31,390,000.00	\$42,360,766.26	\$941,700.00	\$29,217,639.21

- 航空機(4200万ドルで購入)を約6年間リース
  - 借入金年利: 7.82パーセント
  - 内部収益率(年利): 11.99パーセント  
(同額のリース料が33年間得られると仮定)

5

## 航空機リース事業と所得税 — 経済的減価償却のケース

	リース料	償却費	純利益	譲渡益	純所得
1998年	\$3,870,000.00	\$76,216.24	\$2,014,856.03	\$0.00	\$2,014,856.03
1999年	\$5,160,000.00	\$112,895.11	\$2,668,082.69	\$0.00	\$2,668,082.69
2000年	\$5,160,000.00	\$127,280.20	\$2,855,517.66	\$0.00	\$2,855,517.66
2001年	\$5,160,000.00	\$143,498.25	\$3,048,740.48	\$0.00	\$3,048,740.48
2002年	\$5,160,000.00	\$161,782.80	\$3,281,122.38	\$0.00	\$3,281,122.38
2003年	\$5,160,000.00	\$182,397.17	\$3,514,272.29	\$0.00	\$3,514,272.29
2004年	\$1,720,000.00	\$65,824.77	\$1,270,490.18	\$0.00	\$1,270,490.18
合計	\$31,390,000.00	\$869,894.53	\$18,653,081.70	\$0.00	\$18,653,081.70

- 経済的減価(の予測)を償却費とする
  - (調整)取得価額は時価(の予測)と一致
- 全ての年で純所得は十分にプラス
  - “収益率 > 借入金利率”を適切に反映

6

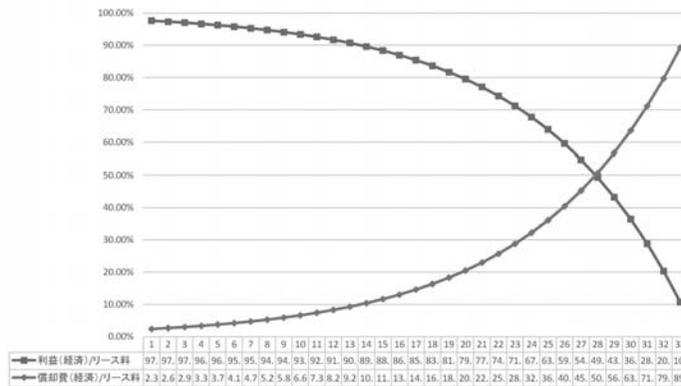
## 航空機リース事業と所得税 —旧定額法のケース

	リース料	償却費	純利益	譲渡益	純所得
1998年	\$3,870,000.00	\$4,660,273.97	-\$2,569,201.70	\$0.00	-\$2,569,201.70
1999年	\$5,160,000.00	\$6,213,698.63	-\$3,432,720.84	\$0.00	-\$3,432,720.84
2000年	\$5,160,000.00	\$6,213,698.63	-\$3,230,900.77	\$0.00	-\$3,230,900.77
2001年	\$5,160,000.00	\$6,213,698.63	-\$3,021,459.90	\$0.00	-\$3,021,459.90
2002年	\$5,160,000.00	\$6,213,698.63	-\$2,770,793.45	\$0.00	-\$2,770,793.45
2003年	\$5,160,000.00	\$6,213,698.63	-\$2,517,029.17	\$0.00	-\$2,517,029.17
2004年	\$1,720,000.00	\$2,071,232.88	-\$734,917.93	\$36,930,105.47	\$36,195,187.54
合計	\$31,390,000.00	\$37,800,000.00	-\$18,277,023.77	\$36,930,105.47	\$18,653,081.70

- 旧定額法(耐用年数6年)で残存価額まで償却
  - 毎年の償却費は経済的減価を著しく超過
- 最終年に巨額の譲渡益を計上
  - その結果、過去に生じた巨大なズレが調整される!

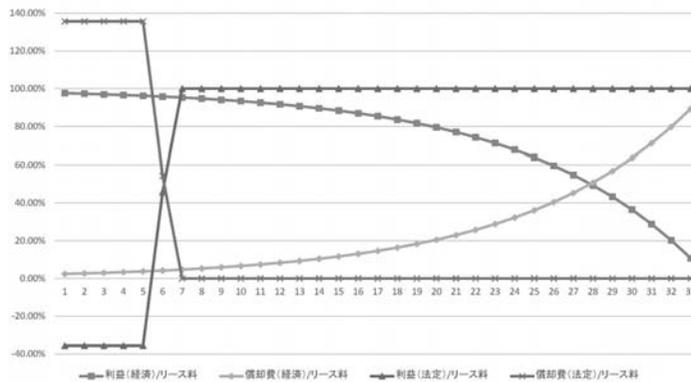
7

## 航空機リースの経済結果 — 経済的減価償却のケース



8

## 航空機リースの経済結果 — 経済的減価償却・旧定額法のケース



9

## 借入れ・返済・免除と所得税

1. 組合は3143万ドルを銀行から借り入れた
2. 組合は合計4236万ドルを銀行に支払う(予定)  
内訳: 1092万ドル(利息), 3143万ドル(元本)
3. 銀行は組合の717万ドルの残債務を免除した  
“残債務 > 航空機時価”だが, 組合員への遡及は不可  
(もっとも, ローン完済が最優先ではなかった)

所得税の賦課は, どの段階で, どのように?

10

## 所得税法36条1項・2項

(収入金額)

第三十六条 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額(金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額)とする。

2 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。

“流入なければ課税なし”が原則  
“流入あっても課税なし”の場合も

11

## 借入れ・返済と所得税

1. 組合は3143万ドルを銀行から借り入れた
  - 銀行から現金が流入するが、解釈上、収入金額なし
  - 返済債務相殺でプラス・マイナスがゼロの為(と言われる)
    - 暗黙の差引計算が存在(例えば、岡村 2006, 195-197頁)
2. 組合は合計4236万ドルを銀行に支払う(予定)
  - 利息相当額の現金流出では必要経費控除が可能
  - 現金流出の点では同じ、元本返済では控除できず
  - 借入金の収入金額不算入の裏返し(と言われる)
  - 控除可能な利息は差引でもマイナスだから(と考えられる)

12

## 借入れ・返済と所得税(補論)

- ベイシス(basis)
  - 資産取得(改良含む)コストの記録⇒(cost) basis
  - 未回収(未費消)の費用の記録⇒ adjusted basis
- 反ベイシス(anti-basis)
  - 債権のベイシス(貸主)の写し鏡(Ethan 2015, 1-5頁)
  - マッチング処理(対称性確保)の帰結として
    - 借入金は, 控除不可(貸主)故に, 収入金額不算入(借主)
    - 利子は, 控除可(借主)故に, 収入金額算入(貸主)
  - Open/Close論(例えば, Weisbach 2000, 613-622頁)との関係
    - 実際の税制にはリークも多い!

13

## 借入れ・免除と所得税

1. 組合は3143万ドルを銀行から借り入れた
2. ~~組合は合計4236万ドルを銀行に支払う(予定)~~  
内訳: 1092万ドル(利息), 3143万ドル(元本)
3. 銀行は組合の717万ドルの残債務を免除した
  - 債務免除益が収入金額算入
  - 条文解釈としては, “経済的利益” 該当しかあり得ず
  - リコース・ローンの場合には, 経済ポジション改善
  - ノンリコース・ローンの場合でも“流入があった”...?

14

## ノンリコース・ローンの経済的性格(1)

年度	収入	償却費	元本返済	支払利息	債務残高	純利益	取得価額	含み増益	純フロー
0					2,400.00		4,000.00	0.00	
1	1,200.00	800.00	480.00	240.00	1,920.00	160.00	3,200.00	0.00	480.00
2	1,120.00	800.00	480.00	192.00	1,440.00	128.00	2,400.00	0.00	448.00
3	1,040.00	800.00	480.00	144.00	960.00	96.00	1,600.00	0.00	416.00
4	960.00	800.00	480.00	96.00	480.00	64.00	800.00	0.00	384.00
5	880.00	800.00	480.00	48.00	0.00	32.00	0.00	0.00	352.00
合計	5,200.00	4,000.00	2,400.00	720.00		480.00			2,080.00

### 【設例1】

居住者Xは、1年目に1200万円、2年目に1120万円、3年目に1040万円、4年目に960万円、5年目に880万円の(リース)収入が得られる中古航空機(6年目以降はゼロ)を、0年目末に、4000万円を支払って取得(内部収益率は年利10パーセント)。当該中古航空機の取得費(取得価額)は、5年間にわたり、新定額法により償却。購入代金のうち、2400万円はノンリコース・ローン(年利10パーセント)により調達、残額1600万円は自己資金。

15

## ノンリコース・ローンの経済的性格(2)

年度	収入	元本返済	支払利息	債務残高	純利益	取得価額	含み増益	免除益	純フロー
0				2,400.00		4,000.00	0.00		
1	1,200.00	480.00	240.00	1,920.00	160.00	3,200.00	0.00		480.00
2	1,120.00	480.00	192.00	1,440.00	128.00	2,400.00	0.00		448.00
3	1,040.00	480.00	144.00	960.00	96.00	1,600.00	(800.00)		416.00
4	480.00	384.00	96.00	576.00	(416.00)	800.00	(400.00)		0.00
5	440.00	382.40	57.60	193.60	(417.60)	0.00	0.00	193.60	0.00
合計	4,280.00	2,206.40	729.60		(449.60)			193.60	1,344.00

### 【設例2】

設例1において、3年目末に、取得した中古航空機の価値が大幅に低下し、市場価値だけでなく、リース料収入も大幅に減少。回復することなく、5年目末に貸主が残債務を回収できないまま、取引終了。

16

### ノンリコース・ローンの経済的性格(3)

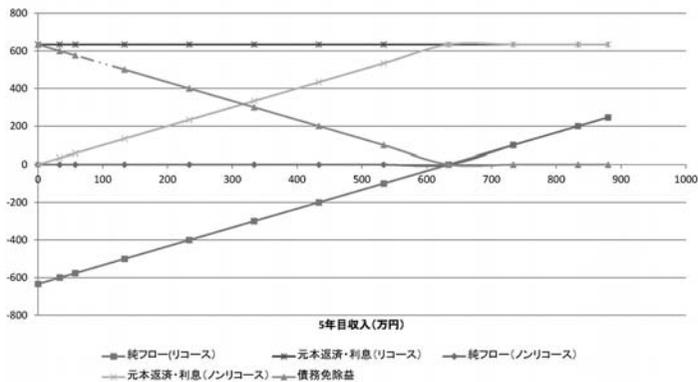
年度	収入	元本返済	支払利息	債務残高	純利益	取得価額	含み増益	免除益	純フロー
0				2,400.00		4,000.00	0.00		
1	1,200.00	480.00	240.00	1,920.00	160.00	3,200.00	0.00		480.00
2	1,120.00	480.00	192.00	1,440.00	128.00	2,400.00	0.00		448.00
3	1,040.00	480.00	144.00	960.00	96.00	1,600.00	(800.00)		416.00
4	480.00	384.00	96.00	576.00	(416.00)	800.00	(224.00)		0.00
5	633.60	576.00	57.60	0.00	(224.00)	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	4473.60	2,206.40	729.60		(256.00)			0.00	1,344.00

**【設例3】**

設例2において、4年目末時点で、5年目のリース収入が若干回復することが判明。その結果、設例2とは異なり、貸主は5年目末に残債務を全て回収し、取引終了。

設例2・3で、借主の手取額は同じ！

### ノンリコース・ローンの経済的性格(4)



## ノンリコース・ローンの経済的性格(5)

- リース料増加の経済効果
  - 残債務の満額回収に達するほど増加しない限り、経済的負担(損失)が減少する形で貸主に帰属
- 債務免除益の意味
  - 貸主の最終的な経済的負担(損失)額を示す値
  - 免除実施前後で損失の最終的な帰属先に変化なし
  - 債務免除それ自体の経済的意味は乏しく、何らかの経済的利益が“流入した”とは言えない(ように見える)
  - だが、東京地裁は「本件ローン債務免除益は、飽くまで本件ローン債務免除行為によって発生したもの」と判示

19

## 借入れ・免除と所得税(補論)

- 反ベシス論(写し鏡論)から見ると...
  - 貸主は、債務免除を通じ含み損を確定(貸倒損失化)
  - 「経済的な利益の無償の供与」(法税37⑦)はあり得ず
    - ノンリコース・ローン“契約”で予め決まっていること
  - “借主が経済的利益を得た”とは言えない
- 債務免除は借主の課税機会として不適切？
  - (Absolutely) No!
  - (後に課税後所得で充当する筈だった)借入金から成るベシスを“回収していた”借主には、“是正”が必要
  - 所税36①の解釈論として可能か？
    - アメリカ法の苦闘として、Crane 1946, Tufts 1982

20

## 借入れ・免除と所得税(補論)

- 反ベシス論(写し鏡論)から見ると...
  - 貸主は, 債務免除を通じ含み損を確定(貸倒損失化)
  - 「経済的な利益の無償の供与」(法税37⑦)はあり得ず
    - ノンリコース・ローン“契約”で予め決まっていること
  - “借主が経済的利益を得た”とは言えない
- 債務免除は借主の課税機会として不適切?
  - (Absolutely) No!
  - (後に課税後所得で充当する筈だった)借入金から成るベシスを“回収していた”借主には, “是正”が必要
  - 所税36①の解釈論として可能か?
    - アメリカ法の苦闘として, Crane 1946, Tufts 1982

21

## 債務免除益の所得分類

- 東京地裁@ノンリコース債務免除益事件
  - 問題の債務免除益(の全額)が免除で“生じた”と理解した上で, 免除行為の一時性・偶発性に着目
  - それ故に, 馬券事件 2015を先例と理解
  - 小塚 2013, 9頁は不動産所得への分類を主張
- 反ベシス論(鏡映し論)から見ると...
  - (含み損と対称である)含み益の“実現”という視座
  - 所税令94①の類推適用⇒不動産所得
  - 「航空機の貸付け」所税26①がノンリコース・ローンによる資金調達まで含む⇒不動産所得

22

## 参考文献

- 岡村 2006. 岡村忠生「収入金額に関する一考察」法学論叢158巻5・6号192頁(2006年)
- 小塚 2013. 小塚真啓「ノンリコース債務免除益の所得分類が争われた事例」ジュリスト1452号8頁(2013年)
- Ethan 2015. Ethan Yale, *Anti-Basis*, available at [http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=2594913](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2594913)
- Weisbach 2000. David A. Weisbach, *Ironing Out the Flat Tax*, 52 *Stan. L. Rev.* 599 (2000)
- 航空機リース事件 2005. 名古屋高判平17・10・27税資255号順号10180
- 馬券事件 2015. 最判平27・3・10刑集69巻2号434頁
- *Crane* 1949. *Crane v. Commissioner*, 331 U.S. 1 (1946)
- *Tufts* 1982. *Commissioner v. Tufts*, 461 U.S. 300 (1982)